4　前二項の規定にかかわらず、容器製造業者が容器を譲渡した場合は、容器製造業者が第一項に掲げる事項を記載した帳簿を容器ごとに備え、保存しなければならない期間は、次の各号に定める期間とする。

一　再充てん禁止容器以外の容器については、第一項に掲げる事項を記載した日から最初に受ける容器再検査の日までの期間を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

二　再充てん禁止容器については、第一項に掲げる事項を記載した日から六年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

（冷凍保安規則の一部改正）

第二条　冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「フルオロカーボン四百十三A、フルオロカーボン四百十七A、フルオロカーボン四百二十二A、フルオロカーボン四百二十二D、フルオロカーボン四百二十三A」を加える。

（液化石油ガス保安規則の一部改正）

第三条　液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項に次の一号を加える。

六　認定完成検査実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事であつて、次の各号に掲げる設備の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号で定める技術上の基準及び同条第二号で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事

イ　特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除く。）の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替えの工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限る。）

ロ　高圧ガス設備（特定設備を除く。）の取替えの工事（第一号に該当するものを除く。）

（一般高圧ガス保安規則の一部改正）

第四条　一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項に次の一号を加える。

六　認定完成検査実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事であつて、次の各号に掲げる設備の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号で定める技術上の基準及び同条第二号で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事

イ　特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上のもの及びこれ以下同じ。）の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替えの工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限る。）

ロ　ガス設備（特定設備を除く。）の取替えの工事（第一号及び第二号に該当するものを除く。）

（コンビナート等保安規則の一部改正）

第五条　コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項に次の一号を加える。

六　認定完成検査実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事であつて、次の各号に掲げる設備の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号で定める技術上の基準及び同条第二号で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事

イ　特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上のもの及びこれ以下同じ。）の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替えの工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限る。）

ロ　ガス設備（特定設備を除く。）の取替えの工事（第一号及び第二号に該当するものを除く。）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に改正前の容器保安規則第八条第一項第三号の規定により液化天然ガス自動車燃料装置用容器になされている刻印等は、この省令による改正後の容器保安規則第八条第一項第四号の四の規定にかかわらず、法第四十五条第一項又は第二項の規定によりなされた刻印等とみなす。

第三条　この省令の施行の際現に法第六十条第一項の規定により保存されなければならないとされている帳簿の保存については、改正後の容器保安規則第七十一条第二項の規定を適用する。

告　示

○財務省告示第九十一号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条の規定に基づき、財務省所管分野における事業者が講ずべき個人情報の保護に関する指針（平成十六年財務省告示第四百九十九号）の全部を次のように改正する。

平成二十二年三月十九日

財務大臣　菅　**直人**

財務省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン

目次

第1章　総則（第1条―第4条）
第2章　個人情報の取得等（第5条―第9条）
第3章　個人データの管理（第10条―第13条）
第4章　個人データの第三者提供（第14条―第16条）
第5章　保有個人データの開示等（第17条―第23条）
第6章　苦情の処理（第24条）
第7章　法違反又はそのおそれが発覚した場合の対応（第25条）
第8章　雑則（第26条）
附則

第1章　総則

（目的）

第1条　このガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第8条の規定に基づき、また、法第7条第1項に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定。平成20年4月25日一部変更。以下「基本方針」という。）を踏まえ、財務省が所管する分野及び法第36条第1項ただし書により財務大臣が主務大臣に指定された特定の分野における事業者等（以下「財務省関係事業者」という。）が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、当該分野の実情や特性等を踏まえ、財務省関係事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図ることを目的とする。

（定義）

第2条　このガイドラインにおいて、個人情報保護管理者とは、財務省関係事業者の代表者によって指名された者であって、財務省関係事業者内部の個人情報の保護体制の実施、運用等について監督を行う者をいう。

2　前項に定めるもののほか、このガイドラインにおいて使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

（適用対象者の範囲）

第3条　このガイドラインは、個人情報取扱事業者に該当する財務省関係事業者を対象とする。また、個人情報取扱事業者に該当しない財務省関係事業者についても、法第3条に規定する基本理念を踏まえ、このガイドラインに規定されている事項の遵守に努めるものとする。